

## 資料編

### 資料 1. 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る「環境基準」が定められています。また、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められています。これらの基準値は以下のとおりです。

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

| 区分         | 環境基準                                                                                |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄      | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。                              |
| 一酸化炭素      | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。                        |
| 浮遊粒子状物質    | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 光化学オキシダント  | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。                                                             |
| 二酸化窒素      | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。                               |
| 微小粒子状物質    | 1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。         |
| ベンゼン       | 1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                             |
| トリクロロエチレン  | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                               |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                               |
| ジクロロメタン    | 1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                              |

## （２）水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されますが、後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）及び海域の別に、基準値が設定されています。

### ①人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目                          | 人の健康の保護に関する環境基準値 | 地下水の水質汚濁に係る環境基準値 |
|-----------------------------|------------------|------------------|
| カドミウム                       | 0.003mg/L 以下     | 同左               |
| 全シアン                        | 検出されないこと         | 同左               |
| 鉛                           | 0.01mg/L 以下      | 同左               |
| 六価クロム                       | 0.05mg/L 以下      | 同左               |
| 砒素                          | 0.01mg/L 以下      | 同左               |
| 総水銀                         | 0.0005mg/L 以下    | 同左               |
| アルキル水銀                      | 検出されないこと         | 同左               |
| PCB                         | 検出されないこと         | 同左               |
| ジクロロメタン                     | 0.02mg/L 以下      | 同左               |
| 四塩化炭素                       | 0.002mg/L 以下     | 同左               |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | —                | 0.002mg/L 以下     |
| 1,2-ジクロロエタン                 | 0.004mg/L 以下     | 同左               |
| 1,1-ジクロロエチレン                | 0.1mg/L 以下       | 同左               |
| 1,2-ジクロロエチレン                | —                | 0.04mg/L 以下      |
| シス-1,2-ジクロロエチレン             | 0.04mg/L 以下      | —                |
| 1,1,1-トリクロロエタン              | 1mg/L 以下         | 同左               |
| 1,1,2-トリクロロエタン              | 0.006mg/L 以下     | 同左               |
| トリクロロエチレン                   | 0.01mg/L 以下      | 同左               |
| テトラクロロエチレン                  | 0.01mg/L 以下      | 同左               |
| 1,3-ジクロロプロペン                | 0.002mg/L 以下     | 同左               |
| チウラム                        | 0.006mg/L 以下     | 同左               |
| シマジン                        | 0.003mg/L 以下     | 同左               |
| チオベンカルブ                     | 0.02mg/L 以下      | 同左               |
| ベンゼン                        | 0.01mg/L 以下      | 同左               |
| セレン                         | 0.01mg/L 以下      | 同左               |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素               | 10mg/L 以下        | 同左               |
| ふっ素                         | 0.8mg/L 以下       | 同左               |
| ほう素                         | 1mg/L 以下         | 同左               |
| 1,4-ジオキサン                   | 0.05mg/L 以下      | 同左               |

## ②生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                              | 基準値             |                         |                     |               |                      |
|----------|---------------------------------------|-----------------|-------------------------|---------------------|---------------|----------------------|
|          |                                       | 水素イオン<br>濃度（pH） | 生物化学的<br>酸素要求量<br>（BOD） | 浮遊物質<br>量（SS）       | 溶存酸素量<br>（DO） | 大腸菌群数                |
| AA       | 水道1級、<br>自然環境保全及び<br>A以下の欄に掲げる<br>もの  | 6.5以上<br>8.5以下  | 1mg/L以下                 | 25mg/L以下            | 7.5mg/L以上     | 50MPN/100mL<br>以下    |
| A        | 水道2級、<br>水産1級、<br>水浴及びB以下の欄<br>に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下  | 2mg/L以下                 | 25mg/L以下            | 7.5mg/L以上     | 1,000MPN/100mL<br>以下 |
| B        | 水道3級、<br>水産2級及びC以下<br>の欄に掲げるもの        | 6.5以上<br>8.5以下  | 3mg/L以下                 | 25mg/L以下            | 5mg/L以上       | 5,000MPN/100mL<br>以下 |
| C        | 水産3級、<br>工業用水1級及びD<br>以下の欄に掲げる<br>もの  | 6.5以上<br>8.5以下  | 5mg/L以下                 | 50mg/L以下            | 5mg/L以上       | —                    |
| D        | 工業用水2級、<br>農業用水及びEの欄<br>に掲げるもの        | 6.0以上<br>8.5以下  | 8mg/L以下                 | 100mg/L以下           | 2mg/L以上       | —                    |
| E        | 工業用水3級、<br>環境保全                       | 6.0以上<br>8.5以下  | 10mg/L以下                | ごみ等の浮遊<br>が認められないこと | 2mg/L以上       | —                    |

- 〔注〕1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性                                                       | 基準値        |              |                              |
|----------|---------------------------------------------------------------------|------------|--------------|------------------------------|
|          |                                                                     | 全亜鉛        | ノニルフェノール     | 直鎖アルキルベン<br>ゼンスルホン酸<br>及びその塩 |
| 生物A      | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生<br>生物及びこれらの餌生物が生息する水域                          | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下  | 0.03mg/L以下                   |
| 生物特A     | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生<br>生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場<br>として特に保全が必要な水域      | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下                   |
| 生物B      | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及<br>びこれらの餌生物が生息する水域                             | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下  | 0.05mg/L以下                   |
| 生物特B     | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に<br>掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚<br>子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下  | 0.04mg/L以下                   |

### ③生活環境の保全に関する環境基準（海域）

#### ア

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                                | 基準値              |                       |               |                      |                         |
|----------|-----------------------------------------|------------------|-----------------------|---------------|----------------------|-------------------------|
|          |                                         | 水素イオン<br>濃度 (pH) | 化学的<br>酸素要求量<br>(COD) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                | n-ヘキサン<br>抽出物質<br>(油分等) |
| A        | 水産1級、水浴、<br>自然環境保全及び<br>B以下の欄に掲げる<br>もの | 7.8以上<br>8.3以下   | 2mg/L以下               | 7.5mg/L以上     | 1,000MPN/100mL<br>以下 | 検出されない<br>こと。           |
| B        | 水産2級、<br>工業用水及びCの<br>欄に掲げるもの            | 7.8以上<br>8.3以下   | 3mg/L以下               | 5mg/L以上       | —                    | 検出されない<br>こと。           |
| C        | 環境保全                                    | 7.0以上<br>8.3以下   | 8mg/L以下               | 2mg/L以上       | —                    | —                       |

- 〔注〕1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

#### イ

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                                 | 基準値       |            |
|----------|------------------------------------------|-----------|------------|
|          |                                          | 全窒素       | 全磷         |
| I        | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの<br>(水産2種及び3種を除く。)   | 0.2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| II       | 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの<br>(水産2種及び3種を除く。) | 0.3mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| III      | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの<br>(水産3種を除く。)           | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| IV       | 水産3種、工業用水、生物生息環境保全                       | 1mg/L以下   | 0.09mg/L以下 |

- 〔注〕1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

#### ウ

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性                                         | 基準値        |              |                              |
|----------|-------------------------------------------------------|------------|--------------|------------------------------|
|          |                                                       | 全亜鉛        | ノニルフェノール     | 直鎖アルキルベンゼ<br>ンスルホン酸<br>及びその塩 |
| 生物A      | 水生生物の生息する水域                                           | 0.02mg/L以下 | 0.001mg/L以下  | 0.01mg/L以下                   |
| 生物特A     | 生物Aの水域のうち、水生生物の産<br>卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場<br>として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L以下 | 0.0007mg/L以下 | 0.006mg/L以下                  |

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目                          | 環境上の条件                                                             |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| カドミウム                       | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。        |
| 全シアン                        | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 有機燐                         | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 鉛                           | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| 六価クロム                       | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。                                          |
| 砒素                          | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀                         | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。                                        |
| アルキル水銀                      | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| PCB                         | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 銅                           | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。                           |
| ジクロロメタン                     | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。                                          |
| 四塩化炭素                       | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                                         |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                                         |
| 1,2-ジクロロエタン                 | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。                                         |
| 1,1-ジクロロエチレン                | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。                                           |
| シス-1,2-ジクロロエチレン             | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。                                          |
| 1,1,1-トリクロロエタン              | 検液 1L につき 1mg 以下であること。                                             |
| 1,1,2-トリクロロエタン              | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。                                         |
| トリクロロエチレン                   | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。                                          |
| テトラクロロエチレン                  | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| 1,3-ジクロロプロペン                | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                                         |
| チウラム                        | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。                                         |
| シマジン                        | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。                                         |
| チオベンカルブ                     | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。                                          |
| ベンゼン                        | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| セレン                         | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| ふっ素                         | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。                                           |
| ほう素                         | 検液 1L につき 1mg 以下であること。                                             |
| 1,4-ジオキサン                   | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。                                          |

(4) 要措置区域の指定に係る基準（土壌汚染対策法 第6条）

| 分類        | 特定有害物質の種類       | 土壌溶出量基準<br>(mg/L)                        | 土壌含有量基準<br>(mg/kg)  | 地下水基準<br>(mg/L)                          |
|-----------|-----------------|------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------|
| 第一種特定有害物質 | クロロエチレン         | 0.002 以下                                 | —                   | 0.002 以下                                 |
|           | 四塩化炭素           | 0.002 以下                                 | —                   | 0.002 以下                                 |
|           | 1,2-ジクロロエタン     | 0.004 以下                                 | —                   | 0.004 以下                                 |
|           | 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1 以下                                   | —                   | 0.1 以下                                   |
|           | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 以下                                  | —                   | 0.04 以下                                  |
|           | 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002 以下                                 | —                   | 0.002 以下                                 |
|           | ジクロロメタン         | 0.02 以下                                  | —                   | 0.02 以下                                  |
|           | テトラクロロエチレン      | 0.01 以下                                  | —                   | 0.01 以下                                  |
|           | 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 以下                                     | —                   | 1 以下                                     |
|           | 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006 以下                                 | —                   | 0.006 以下                                 |
|           | トリクロロエチレン       | 0.03 以下                                  | —                   | 0.03 以下                                  |
|           | ベンゼン            | 0.01 以下                                  | —                   | 0.01 以下                                  |
| 第二種特定有害物質 | カドミウム及びその化合物    | 0.01 以下                                  | 150 以下              | 0.01 以下                                  |
|           | 六価クロム化合物        | 0.05 以下                                  | 250 以下              | 0.05 以下                                  |
|           | シアン化合物          | 検出されないこと                                 | 50 以下<br>(遊離シアンとして) | 検出されないこと                                 |
|           | 水銀及びその化合物       | 水銀が 0.0005 以下、<br>かつ、アルキル水銀が<br>検出されないこと | 15 以下               | 水銀が 0.0005 以下、<br>かつ、アルキル水銀<br>が検出されないこと |
|           | セレン及びその化合物      | 0.01 以下                                  | 150 以下              | 0.01 以下                                  |
|           | 鉛及びその化合物        | 0.01 以下                                  | 150 以下              | 0.01 以下                                  |
|           | 砒素及びその化合物       | 0.01 以下                                  | 150 以下              | 0.01 以下                                  |
|           | ふっ素及びその化合物      | 0.8 以下                                   | 4,000 以下            | 0.8 以下                                   |
|           | ほう素及びその化合物      | 1 以下                                     | 4,000 以下            | 1 以下                                     |
| 第三種特定有害物質 | シマジン            | 0.003 以下                                 | —                   | 0.003 以下                                 |
|           | チオベンカルブ         | 0.02 以下                                  | —                   | 0.02 以下                                  |
|           | チウラム            | 0.006 以下                                 | —                   | 0.006 以下                                 |
|           | ポリ塩化ビフェニル       | 検出されないこと                                 | —                   | 検出されないこと                                 |
|           | 有機りん化合物         | 検出されないこと                                 | —                   | 検出されないこと                                 |

### （５）騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準には、「一般地域」「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」にそれぞれ適用される基準値があり、その場所の用途地域の指定状況に応じた基準値が適用されます。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、都道府県道及び４車線以上の市町村道において、２車線以下の場合は道路端から１５ｍの範囲、３車線以上の場合は道路端から２０ｍの範囲を指します。

なお、環境基準値は「等価騒音レベル（変動騒音を、ある一定時間のエネルギー的な平均値として表した騒音レベル）」としての値で、「デシベル」は「dB」とも表示されます。

#### ①一般地域

| 地域の<br>類型 | 基準値                |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|
|           | 昼間<br>(午前６時～午後１０時) | 夜間<br>(午後１０時～午前６時) |
| AA        | ５０デシベル以下           | ４０デシベル以下           |
| A         | ５５デシベル以下           | ４５デシベル以下           |
| B         | ５５デシベル以下           | ４５デシベル以下           |
| C         | ６０デシベル以下           | ５０デシベル以下           |

#### ②道路に面する地域

| 地域の<br>類型 | 車線    | 基準値                |                    |
|-----------|-------|--------------------|--------------------|
|           |       | 昼間<br>(午前６時～午後１０時) | 夜間<br>(午後１０時～午前６時) |
| A         | ２車線以上 | ６０デシベル以下           | ５５デシベル以下           |
| B         | ２車線以上 | ６５デシベル以下           | ６０デシベル以下           |
| C         | １車線以上 |                    |                    |

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用します。

| 昼間                                                                                                     | 夜間       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ７０デシベル以下                                                                                               | ６５デシベル以下 |
| 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は４５デシベル以下、夜間は４０デシベル以下）によることができる。 |          |

#### 浅口市の騒音に係る環境基準のあてはめ地域（一般地域・道路に面する地域）

| 市町村名          | 地域の類型                                         |                     |                  |
|---------------|-----------------------------------------------|---------------------|------------------|
|               | 類型 A                                          | 類型 B                | 類型 C             |
| 浅口市<br>(旧金光町) | 第一種低層住居専用地域、<br>第一種中高層住居専用地域、<br>第二種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域、<br>第二種住居地域 | 近隣商業地域、<br>準工業地域 |

浅口市の新幹線鉄道騒音に係る環境基準のあてはめ地域

| 市町村名 | 地域の類型                                                                                                                        |                                                   |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|      | 類型Ⅰ                                                                                                                          | 類型Ⅱ                                               |
| 浅口市  | 地域類型のあてはめをする地域のうち、<br>第一種低層住居専用地域、<br>第二種低層住居専用地域、<br>第一種中高層住居専用地域、<br>第二種中高層住居専用地域、<br>第一種住居地域、第二種住居地域、<br>準住居地域及び用途地域以外の地域 | 地域類型のあてはめをする地域のうち、<br>近隣商業地域、商業地域、<br>準工業地域及び工業地域 |

〔注〕地域類型のあてはめをする地域：新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ 300m（橋りょうに係る部分は 400m）以内の地域

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

| 類型Ⅰ       | 類型Ⅱ       |
|-----------|-----------|
| 70 デシベル以下 | 75 デシベル以下 |

（６）騒音に係る規制基準

浅口市の騒音規制法に基づく指定地域と区域区分（自動車騒音に係るものを除く）

| 市町村名          | 指定地域        |                                                     |                  |         |
|---------------|-------------|-----------------------------------------------------|------------------|---------|
|               | 第１種区域       | 第２種区域                                               | 第３種区域            | 第４種区域   |
| 浅口市<br>（旧金光町） | 第一種低層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域以外の地域 | 近隣商業地域、<br>準工業地域 | —       |
| 浅口市<br>（旧鴨方町） | —           | 鴨方町みどりヶ丘の全域、鴨方町鳩ヶ丘、鴨方町鴨方、鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部       | 第２種区域及び第４種区域以外   | 六条院西の一部 |
| 浅口市<br>（旧寄島町） | —           | —                                                   | 全域               | —       |

工場・事業場に係る騒音の規制基準

| 区分      | 規制基準                  |                                            |                        |
|---------|-----------------------|--------------------------------------------|------------------------|
|         | 昼間<br>（午前 7 時～午後 8 時） | 朝・夕<br>（午前 5 時～午前 7 時）<br>（午後 8 時～午後 10 時） | 夜間<br>（午後 10 時～午前 5 時） |
| 第 1 種区域 | 50 デシベル以下             | 45 デシベル以下                                  | 40 デシベル以下              |
| 第 2 種区域 | 60 デシベル以下             | 50 デシベル以下                                  | 45 デシベル以下              |
| 第 3 種区域 | 65 デシベル以下             | 60 デシベル以下                                  | 50 デシベル以下              |
| 第 4 種区域 | 70 デシベル以下             | 65 デシベル以下                                  | 55 デシベル以下              |

(7) 振動に係る規制基準

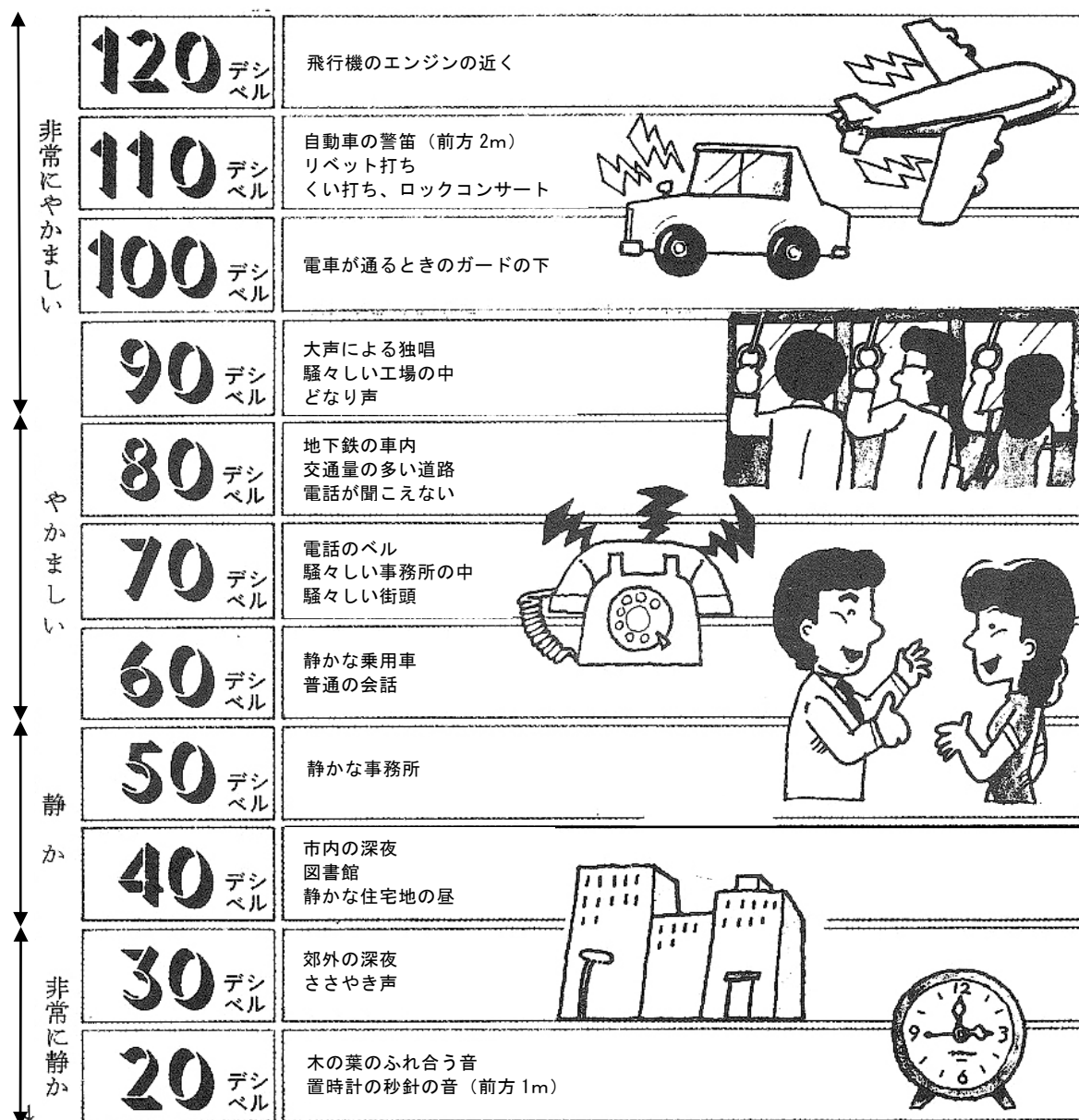
浅口市の振動規制法に基づく指定地域と区域区分

| 市町村名          | 指定地域                                                                      |                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|               | 第1種区域                                                                     | 第2種区域           |
| 浅口市<br>(旧金光町) | 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>用途以外 | 近隣商業地域<br>準工業地域 |
| 浅口市<br>(旧鴨方町) | 鴨方町みどりヶ丘の全域<br>鴨方町鳩ヶ丘、鴨方町鴨方、鴨方町六条院中、<br>鴨方町六条院東の各一部                       | 第1種区域以外         |
| 浅口市<br>(旧寄島町) | —                                                                         | 全域              |

工場・事業場に係る振動の規制基準

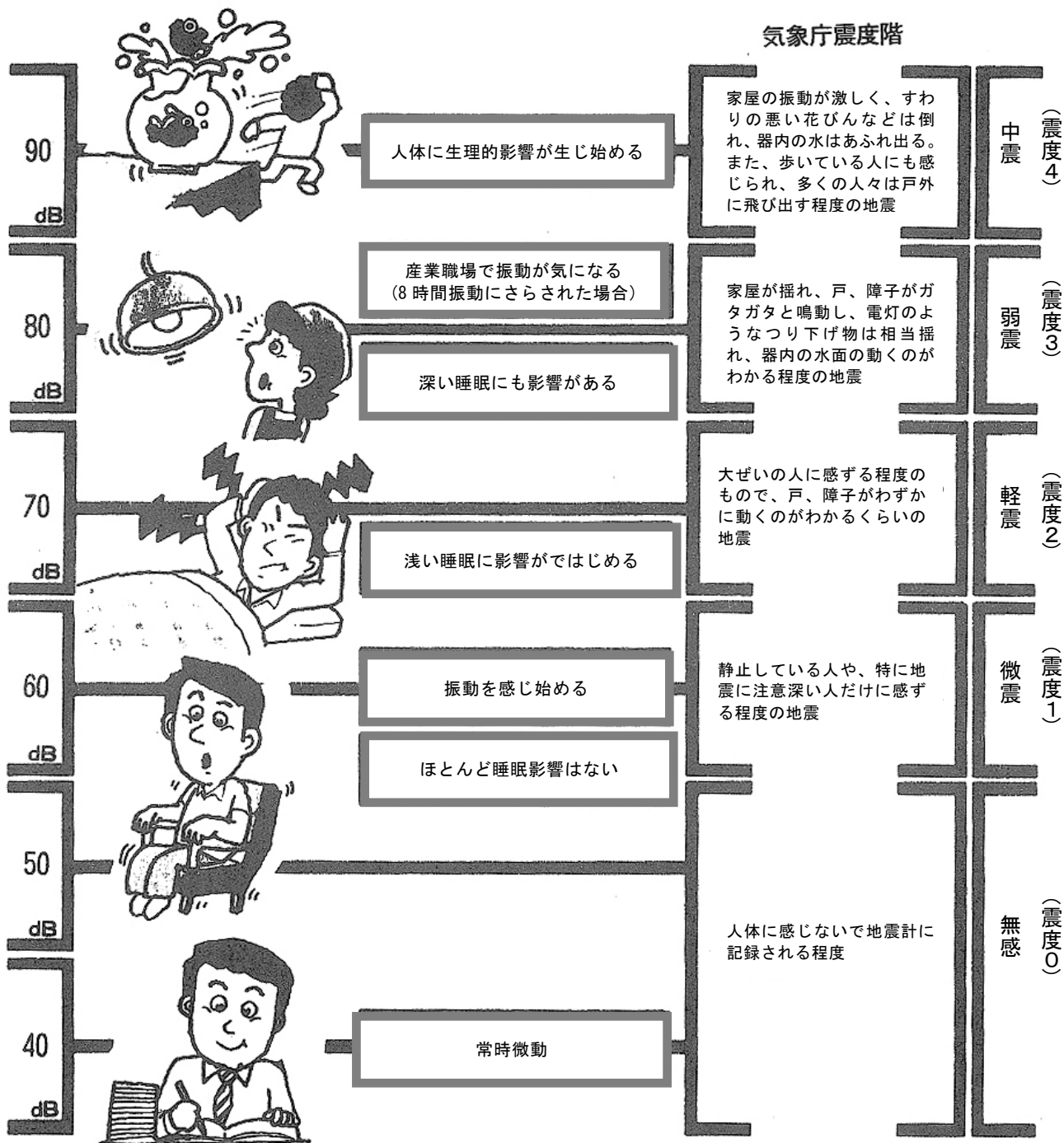
| 区分    | 規制基準              |                   |
|-------|-------------------|-------------------|
|       | 昼間<br>(午前7時～午後8時) | 夜間<br>(午後8時～午前7時) |
| 第1種区域 | 60 デシベル以下         | 55 デシベル以下         |
| 第2種区域 | 65 デシベル以下         | 60 デシベル以下         |

【参考】騒音及び振動の大きさの例



資料：騒音・振動規制のあらまし（平成 29 年 2 月、岡山県生活環境部環境管理課）

騒音の大きさの例



資料：騒音・振動規制のあらまし（平成 29 年 2 月、岡山県生活環境部環境管理課）

### 振動の大きさの例

(8) 悪臭に係る規制基準

悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分（特定悪臭物質濃度規制）

| 市町村名          | 規制地域  |            |
|---------------|-------|------------|
|               | 第1種区域 | 第2種区域      |
| 浅口市<br>(旧金光町) | 用途地域  | 第1種区域以外の地域 |
| 浅口市<br>(旧鴨方町) | —     | すべての地域     |
| 浅口市<br>(旧寄島町) | —     | すべての地域     |

特定悪臭物質の敷地境界上での規制基準

| 規制対象となる特定悪臭物質                                                                                                                                                                                                                        | 化学式                                                | 敷地境界の規制基準（単位 ppm） |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                                      |                                                    | 第1種区域             | 第2種区域 |
| アンモニア                                                                                                                                                                                                                                | $\text{NH}_3$                                      | 1                 | 2     |
| メチルメルカプタン                                                                                                                                                                                                                            | $\text{CH}_3\text{SH}$                             | 0.002             | 0.004 |
| 硫化水素                                                                                                                                                                                                                                 | $\text{H}_2\text{S}$                               | 0.02              | 0.06  |
| 硫化メチル                                                                                                                                                                                                                                | $(\text{CH}_3)_2\text{S}$                          | 0.01              | 0.05  |
| 二硫化メチル                                                                                                                                                                                                                               | $\text{CH}_3-\text{S}=\text{S}-\text{CH}_3$        | 0.009             | 0.03  |
| トリメチルアミン                                                                                                                                                                                                                             | $(\text{CH}_3)_3\text{N}$                          | 0.005             | 0.02  |
| アセトアルデヒド                                                                                                                                                                                                                             | $\text{CH}_3\text{CHO}$                            | 0.05              | 0.1   |
| プロピオンアルデヒド                                                                                                                                                                                                                           | $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$                 | 0.05              | 0.1   |
| ノルマルブチルアルデヒド                                                                                                                                                                                                                         | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$             | 0.009             | 0.03  |
| イソブチルアルデヒド                                                                                                                                                                                                                           | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$                      | 0.02              | 0.07  |
| ノルマルバレールアルデヒド                                                                                                                                                                                                                        | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$             | 0.009             | 0.02  |
| イソバレールアルデヒド                                                                                                                                                                                                                          | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$           | 0.003             | 0.006 |
| イソブタノール                                                                                                                                                                                                                              | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$            | 0.9               | 4     |
| 酢酸エチル                                                                                                                                                                                                                                | $\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$       | 3                 | 7     |
| メチルイソブチルケトン                                                                                                                                                                                                                          | $\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$ | 1                 | 3     |
| トルエン                                                                                                                                                                                                                                 | $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$                  | 10                | 30    |
| スチレン                                                                                                                                                                                                                                 | $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$        | 0.4               | 0.8   |
| キシレン                                                                                                                                                                                                                                 | $\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$              | 1                 | 2     |
| プロピオン酸                                                                                                                                                                                                                               | $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$                | 0.03              | 0.07  |
| ノルマル酪酸                                                                                                                                                                                                                               | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$            | 0.001             | 0.002 |
| ノルマル吉草酸                                                                                                                                                                                                                              | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$            | 0.0009            | 0.002 |
| イソ吉草酸                                                                                                                                                                                                                                | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$          | 0.001             | 0.004 |
| <p>【備考】</p> <p>対象となる工場・事業場の敷地境界上で捕集した空気に含まれる上記特定悪臭物質（22物質）のうちいずれも記規制基準を超過してはならない。</p> <p>ppm 濃度の単位で「百万分率」を指し、<math>1\text{m}^3</math>（1m 四方の立方体）の空間に <math>1\text{cm}^3</math>（1cm 四方の立方体）の特定悪臭物質が含まれる場合、その濃度を「1ppm」（＝百万分の1）という。</p> |                                                    |                   |       |

### 特定悪臭物質の気体排出口での規制基準

| <b>【規制基準】</b><br>気体排出口における規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次式より算出された流量 $q$ [ $\text{m}^3/\text{h}$ ]とする。<br>(特定悪臭物質の種類ごとに流量 $q$ を超える特定悪臭物質を含む気体を排出してはならない。)<br>なお、補正された排出口の高さが5 m未満の場合は、この式を適用しない。<br>$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$ $q$ 流量 [ $\text{m}^3/\text{h}$ ] (0℃1 気圧下における1 時間あたりの排出量)<br>$H_e$ 補正された排出口の高さ [m]<br>$C_m$ 敷地境界上での規制 (第1号規制) 基準値 [ppm] (百万分率) |                                                    |                   |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------|-------|
| 規制対象となる特定悪臭物質                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 化学式                                                | $C_m$ の値 (単位 ppm) |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                    | 第1種区域             | 第2種区域 |
| アンモニア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | $\text{NH}_3$                                      | 1                 | 2     |
| 硫化水素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | $\text{H}_2\text{S}$                               | 0.02              | 0.06  |
| トリメチルアミン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | $(\text{CH}_3)_3\text{N}$                          | 0.005             | 0.02  |
| プロピオンアルデヒド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$                 | 0.05              | 0.1   |
| ノルマルブチルアルデヒド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$             | 0.009             | 0.03  |
| イソブチルアルデヒド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$                      | 0.02              | 0.07  |
| ノルマルパレルアルデヒド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$             | 0.009             | 0.02  |
| イソパレルアルデヒド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$           | 0.003             | 0.006 |
| イソブタノール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$            | 0.9               | 4     |
| 酢酸エチル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | $\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$       | 3                 | 7     |
| メチルイソブチルケトン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | $\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$ | 1                 | 3     |
| トルエン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$                  | 10                | 30    |
| キシレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | $\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$              | 1                 | 2     |

### 特定悪臭物質の排水口での規制基準

| <b>【規制基準】</b><br>排水口に係る規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次式より算出された排水水中の濃度 $C_l$ [mg/L]とする。<br>(特定悪臭物質の種類ごとに濃度 $C_l$ を超える特定悪臭物質を含む排水を排出してはならない。)<br>なお、メチルメルカプタンについては、次式により求められた $C_l$ の値が0.002 [mg/L]未満の場合、 $C_l$ の値は当分の間0.002 [mg/L]を適用する。<br>$C_l = k \times C_m$ $C_l$ 排水中に含まれる特定悪臭物質の濃度 [mg/L]<br>$k$ 特定悪臭物質の種類ごとに定められた値 [mg/L]<br>$Q$ 排出水量 [ $\text{m}^3/\text{s}$ ]<br>$C_m$ 敷地境界上での規制 (第1号規制) 基準値 [ppm] (百万分率) |                               |                  |                        |             |                |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------|------------------------|-------------|----------------|-------|
| 規制対象となる特定悪臭物質                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 化学式                           | $k$ の値 [mg/L]    |                        |             | $C_m$ の値 [ppm] |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               | $Q_l \leq 0.001$ | $0.001 < Q_l \leq 0.1$ | $0.1 < Q_l$ | 第1種区域          | 第2種区域 |
| メチルメルカプタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | $\text{CH}_3\text{SH}$        | 16               | 3.4                    | 0.71        | 0.002          | 0.004 |
| 硫化水素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | $\text{H}_2\text{S}$          | 5.6              | 1.2                    | 0.26        | 0.02           | 0.06  |
| 硫化メチル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | $(\text{CH}_3)_2\text{S}$     | 32               | 6.9                    | 1.4         | 0.01           | 0.05  |
| 二硫化メチル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | $\text{CH}_3\text{-S-S-CH}_3$ | 63               | 14                     | 2.9         | 0.009          | 0.03  |

### (9) ダイオキシン類に係る環境基準

| 項目  | 大気                                                                                                                                                        | 水質及び水底の底質                            | 土壌               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------|
| 基準値 | 0.6pg-TEQ/ $\text{m}^3$ 以下                                                                                                                                | 水質：1pg-TEQ/L 以下<br>底質：150pg-TEQ/g 以下 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |
| 備考  | 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。<br>2 大気及び水質の基準は、年間平均値とする。<br>3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 |                                      |                  |

資料 2. 浅口市において確認された動植物

浅口市において確認された岡山県版レッドデータブックの選定種 (1/3)

| 分類群名 | 和名         | 岡山県 RDB | 環境省 RL  |
|------|------------|---------|---------|
| 鳥類   | チュウサギ      | 絶滅危惧Ⅱ類  | 準絶滅危惧   |
| 鳥類   | ツクシガモ      | 絶滅危惧Ⅱ類  | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| 鳥類   | オシドリ       | 準絶滅危惧   | 情報不足    |
| 鳥類   | アカハジロ      | 情報不足    | 情報不足    |
| 鳥類   | ミサゴ        | 準絶滅危惧   | 準絶滅危惧   |
| 鳥類   | ハチクマ       | 絶滅危惧Ⅱ類  | 準絶滅危惧   |
| 鳥類   | オオタカ       | 絶滅危惧Ⅱ類  | 準絶滅危惧   |
| 鳥類   | ハイタカ       | 絶滅危惧Ⅱ類  | 準絶滅危惧   |
| 鳥類   | ハヤブサ       | 絶滅危惧Ⅱ類  | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| 鳥類   | ウズラ        | 情報不足    | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| 鳥類   | タマシギ       | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| 鳥類   | ヘラシギ       | 絶滅危惧Ⅰ類  | 絶滅危惧ⅠA類 |
| 鳥類   | ホウロクシギ     | 絶滅危惧Ⅱ類  | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| 鳥類   | セイタカシギ     | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| 鳥類   | ツツドリ       | 留意      | 該当なし    |
| 鳥類   | アオバズク      | 絶滅危惧Ⅱ類  | 該当なし    |
| 鳥類   | フクロウ       | 絶滅危惧Ⅱ類  | 該当なし    |
| 鳥類   | アカゲラ       | 準絶滅危惧   | 該当なし    |
| 鳥類   | オオヨシキリ     | 留意      | 該当なし    |
| 鳥類   | キビタキ       | 留意      | 該当なし    |
| 爬虫類  | タワヤモリ      | 絶滅危惧Ⅱ類  | 準絶滅危惧   |
| 両生類  | カスミサンショウウオ | 絶滅危惧Ⅰ類  | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| 両生類  | ナゴヤダルマガエル  | 絶滅危惧Ⅰ類  | 絶滅危惧ⅠB類 |
| 魚類   | ヤリタナゴ      | 準絶滅危惧   | 準絶滅危惧   |
| 昆虫類  | オグマサナエ     | 準絶滅危惧   | 準絶滅危惧   |
| 昆虫類  | ハッチョウトンボ   | 留意      | 該当なし    |
| 昆虫類  | コオイムシ      | 準絶滅危惧   | 準絶滅危惧   |
| 昆虫類  | タガメ        | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| 昆虫類  | オオクワガタ     | 留意      | 絶滅危惧Ⅱ類  |

浅口市において確認された岡山県版レッドデータブックの選定種 (2/3)

| 分類群名  | 和名          | 岡山県 RDB   | 環境省 RL    |
|-------|-------------|-----------|-----------|
| 昆虫類   | ヨツボシカミキリ    | 準絶滅危惧     | 絶滅危惧 IB 類 |
| 昆虫類   | ウラナミアカシジミ   | 留意        | 該当なし      |
| 昆虫類   | クロシジミ       | 準絶滅危惧     | 絶滅危惧 IB 類 |
| 昆虫類   | オオウラギンヒョウモン | 絶滅危惧 I 類  | 絶滅危惧 IA 類 |
| 昆虫類   | ヒョウモンモドキ    | 絶滅危惧 I 類  | 絶滅危惧 IA 類 |
| 昆虫類   | ウラナミジャノメ    | 準絶滅危惧     | 絶滅危惧 II 類 |
| 昆虫類   | ヒメヒカゲ       | 絶滅危惧 I 類  | 絶滅危惧 IB 類 |
| 昆虫類   | オオホシオナガバチ   | 留意        | 該当なし      |
| 昆虫類   | ニッポンモンキジガバチ | 準絶滅危惧     | 該当なし      |
| 淡水産貝類 | モノアラガイ      | 情報不足      | 準絶滅危惧     |
| 淡水産貝類 | マシジミ        | 情報不足      | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | コゴメヤナギ      | 準絶滅危惧     | 該当なし      |
| 維管束植物 | サクラタデ       | 準絶滅危惧     | 該当なし      |
| 維管束植物 | アッケシソウ      | 絶滅危惧 I 類  | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | ハママツナ       | 準絶滅危惧     | 該当なし      |
| 維管束植物 | オオバイカイカリソウ  | 留意        | 該当なし      |
| 維管束植物 | オニバス        | 絶滅危惧 II 類 | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | ハナナズナ       | 絶滅        | 絶滅危惧 IA 類 |
| 維管束植物 | ハマボウフウ      | 準絶滅危惧     | 該当なし      |
| 維管束植物 | イヌセンブリ      | 準絶滅危惧     | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | アサザ         | 絶滅危惧 II 類 | 準絶滅危惧     |
| 維管束植物 | ゴマクサ        | 絶滅危惧 II 類 | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | ウラギク        | 準絶滅危惧     | 準絶滅危惧     |
| 維管束植物 | タカサゴソウ      | 準絶滅危惧     | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | マルバオモダカ     | 絶滅危惧 I 類  | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | アギナシ        | 準絶滅危惧     | 準絶滅危惧     |
| 維管束植物 | トチカガミ       | 絶滅危惧 II 類 | 準絶滅危惧     |
| 維管束植物 | ミズオオバコ      | 絶滅危惧 II 類 | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | コバノヒルムシロ    | 絶滅危惧 II 類 | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | イトクズモ       | 絶滅危惧 I 類  | 絶滅危惧 II 類 |
| 維管束植物 | エヒメアヤメ      | 絶滅危惧 I 類  | 絶滅危惧 II 類 |

浅口市において確認された岡山県版レッドデータブックの選定種 (3/3)

| 分類群名  | 和名         | 岡山県 RDB | 環境省 RL |
|-------|------------|---------|--------|
| 維管束植物 | オオホシクサ     | 準絶滅危惧   | 該当なし   |
| 維管束植物 | ツクシクロイヌノヒゲ | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| 維管束植物 | ミクリ        | 絶滅危惧Ⅱ類  | 準絶滅危惧  |
| 維管束植物 | コガマ        | 準絶滅危惧   | 該当なし   |
| 維管束植物 | オオムギスゲ     | 留意      | 該当なし   |
| 維管束植物 | キンラン       | 絶滅危惧Ⅱ類  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| 維管束植物 | ミズトンボ      | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧Ⅱ類 |

資料：岡山県版レッドデータブック 2009 絶滅のおそれのある野生生物  
第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書  
玉島笠岡道路環境影響評価報告書（平成11年 建設省）

- 〔注〕 1. RDB はレッドデータブック、RL はリッドリストの略称。  
2. 岡山県 RD において分布が非公開になっている生物は、本表から除外した。  
3. 岡山県版 RD のカテゴリ定義は以下の通りです。  
・絶滅：すでに絶滅したと考えられる種。  
・野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種。  
・絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種。  
・絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。  
・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種。  
・情報不足：評価するだけの情報が不足している種。  
・留意：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種。  
4. 環境省のカテゴリ定義は以下の通りです。  
・絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。  
・野生絶滅：飼育・栽培化でのみ存続している種。  
・絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機にひんしている種。  
絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。  
絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。  
・絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。  
・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種。  
・情報不足：評価するだけの情報が不足している種。  
・絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

岡山県のカテゴリー区分と環境省のカテゴリー区分との比較

| 岡山県のカテゴリー区分 | 環境省のカテゴリー区分        |
|-------------|--------------------|
| 絶滅          | 絶滅                 |
| 野生絶滅        | 野生絶滅               |
| 絶滅危惧Ⅰ類      | 絶滅危惧ⅠA類<br>絶滅危惧ⅠB類 |
| 絶滅危惧Ⅱ類      | 絶滅危惧Ⅱ類             |
| 準絶滅危惧       | 準絶滅危惧              |
| 情報不足        | 情報不足               |
| 留意          | —                  |
| —           | 絶滅のおそれのある地域個体群     |

資料：岡山県版レッドデータブック 2009 絶滅のおそれのある野生生物

浅口市で確認された特定外来生物と要注意外来生物

| 分類群名  | 和名         | 区分      |
|-------|------------|---------|
| 魚類    | ブルーギル      | 特定外来生物  |
| 魚類    | タイリクバラタナゴ  | 要注意外来生物 |
| 甲殻類   | アメリカザリガニ   | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | セイタカアワダチソウ | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | ヒメジョオン     | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | セイヨウタンポポ   | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | ヒメムカシヨモギ   | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | メリケンカルカヤ   | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | シナダレスズメガヤ  | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | カモガヤ       | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | ネズミムギ      | 要注意外来生物 |
| 維管束植物 | ホソムギ       | 要注意外来生物 |

資料：鴨方浄化センター建設に係る環境影響評価調書（平成 6 年 鴨方町）  
玉島笠岡道路環境影響評価報告書（平成 11 年 建設省）

### 資料 3. 浅口市環境基本条例

---

平成 23 年 6 月 28 日

条例第 16 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)に関する施策の基本指針を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に資するものをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを認識し、全ての事業活動及び日常生活において、積極的に推進しなければならない。

#### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

#### (市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約や廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市、市民及び事業者の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、パートナーシップの下で協働して環境の保全等に関する施策及び環境活動を推進しなければならない。

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、その実施に当たっては、次に掲げる基本指針に基づき、施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
- (2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境を総合的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保する。
- (3) 廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築する。
- (4) 歴史的・文化的遺産の保全に配慮し、地域の個性を生かした快適な環境づくりを推進する。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、浅口市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する基本構想
- (2) 環境の保全等に関する施策の基本的事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第16条に規定する浅口市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保するとともに、環境の保全等について十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に定めるもののほか環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、当該事業の実施に際し、その事業が環境に配慮されたものとなるように必要な指導又は助言を行うものとする。

(市が講ずる施策)

第 12 条 市は、自然との共生を確保するとともに、環境への負荷を減らし持続的発展可能な循環型社会の構築を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民等による環境保全活動を促進する施策)

第 13 条 市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が環境の保全に関する理解を深め、自発的に取り組む活動を促進するため、市は、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民等の参加、協力及び連携により環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市は、環境教育及び啓発活動の推進等、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に関する施策を推進するための体制)

第 14 条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(年次報告)

第 15 条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境審議会)

第 16 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、浅口市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全等に関する基本的事項

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

## 資料 4. 策定の経緯

### (1) 委員会の開催

|                      |                |                                                                                                                                 |
|----------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 29 年<br>9 月 28 日  | 庁内検討委員会        | (1) 計画の改訂方針について<br>(2) 計画の進捗状況調査について                                                                                            |
| 平成 29 年<br>10 月 26 日 | 第 1 回<br>環境審議会 | (1) 計画の基本的事項について<br>(2) 計画の進行管理指標の実績値について<br>(3) 計画の改訂スケジュールについて<br>(4) その他                                                     |
| 平成 29 年<br>12 月 19 日 | 第 2 回<br>環境審議会 | (1) 前回浅口市環境審議会の議事録確認<br>(2) 計画の進行管理指標の目標値について<br>(3) 目指すべき環境像と基本目標について<br>(4) 基本施策について<br>(5) リーディングプロジェクト（重点施策）について<br>(6) その他 |
| 平成 30 年<br>2 月 28 日  | 第 3 回<br>環境審議会 | (1) 前回浅口市環境審議会の議事録確認<br>(2) 計画素案について<br>(3) その他                                                                                 |

### (2) 委員名簿

#### 1) 浅口市環境審議会

| 役職  | 委員氏名   | 所属                        | 役職          | 規則上の区分 |
|-----|--------|---------------------------|-------------|--------|
| 会長  | 松井 康弘  | 国立大学法人岡山大学廃棄物マネジメント研究センター | 准教授         | 学識経験者  |
| 副会長 | 中西 美治  | 浅口市議会                     | 議長          | 市議会議員  |
| 委員  | 白髪 輝夫  | 岡山県備中県民局地域政策部環境課          | 課長          | 関係行政機関 |
| 委員  | 塩見 浩二  | 玉島警察署生活安全課                | 課長          | 関係行政機関 |
| 委員  | 小田 美津子 | 浅口市小中学校長会                 | 会長          | 関係行政機関 |
| 委員  | 田淵 純雄  | 浅口商工会                     | 会長          | 各種団体   |
| 委員  | 問田 一男  | 浅口市農業委員会                  | 会長          | 各種団体   |
| 委員  | 笠原 金剛  | 浅口市環境衛生協議会                | 会長          | 各種団体   |
| 委員  | 筒井 由紀子 | 浅口市婦人協議会                  | 会長          | 各種団体   |
| 委員  | 畑 睦子   | 浅口市消費生活問題研究協議会            | 会長          | 各種団体   |
| 委員  | 赤澤 光登  | 岡山西農業協同組合                 | 鴨方支店長       | 各種団体   |
| 委員  | 三宅 秀次郎 | 寄島町漁業協同組合                 | 代表理事<br>組合長 | 各種団体   |
| 委員  | 古川 秀昭  | 金光町植木協同組合                 | 代表理事        | 各種団体   |
| 委員  | 花房 泰志  | アッケシソウを守る会                | 会長          | 各種団体   |
| 委員  | 鍋谷 和彦  | おかやまエコマインドネットワーク          | 副代表         | 各種団体   |

## 2) 浅口市環境基本計画改訂庁内検討委員会

|        | 関係部局       | 役職   | 委員氏名   |
|--------|------------|------|--------|
| 企画財政部  | 総務課        | 主事   | 片桐 聖也  |
|        | 財政課        | 主事   | 藤岡 亮一  |
|        | 政策課        | 主幹   | 仁科 博幸  |
|        | 地域創造課      | 係長   | 平井 敏之  |
| 生活環境部  | 環境課        | 課長補佐 | 川崎 貴範  |
| 健康福祉部  | 社会福祉課      | 課長補佐 | 岡田 信也  |
|        | 地域包括支援センター | 所長   | 佐能 三保子 |
|        | 健康推進課      | 課長補佐 | 原田 希代子 |
| 産業建設部  | 産業振興課      | 主幹   | 泉 敏    |
|        | 農業委員会      | 書記   | 板谷 俊之  |
|        | 建設課        | 係長   | 山本 勇記  |
|        | 建設業務課      | 係長   | 岡田 進   |
|        | まちづくり課     | 係長   | 櫛田 晃弘  |
|        | 工業団地推進室    | 係長   | 佐藤 優介  |
| 上下水道部  | 下水道課       | 係長   | 遠藤 正雄  |
| 金光総合支所 | 市民生活課      | 課長補佐 | 加上 正浩  |
| 寄島総合支所 | 市民生活課      | 主任   | 岡辺 道德  |
| 教育委員会  | 学校教育課      | 主幹   | 久保山 崇  |
|        | 文化振興課      | 主事   | 内田 哲司  |
|        | 生涯学習課      | 課長補佐 | 瀬良 昌弘  |

## 資料 5. 環境用語の説明

### あ行

#### ■ ISO14001

組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善）といった一連の PDCA サイクルを回ることによって継続的な環境改善を図る。

#### ■ 悪臭防止法

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』として規制する方法、及び、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから物質を特定しないで『臭気指数』を規制する方法の 2 通りの方法がある。それらが悪臭として環境に支障を与えない程度となるよう事業場の敷地境界、排出口からの排出量、排出水中の濃度・臭気指数を規制している。違反があれば改善勧告、改善命令を受け、従わない場合には罰則が適用される。

#### ■ アスベスト（石綿）

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発がん物質と断定。日本でも、大気汚染防止法により、1989 年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになり、石綿による健康被害の救済に関する法律が、2006 年 2 月に制定された。

#### ■ 硫黄酸化物

硫黄と酸素の化合物をいう。主なものは二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）と三酸化硫黄（ $\text{SO}_3$ ）があり、重油等硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は、刺激性の強いガスで、臭いを感じ、目に刺激を与え、呼吸機能に影響を及ぼす。

#### ■ 一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。現行の廃棄物処理法の下では、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の 2 つに区分される。

#### ■ エコアクション 21（EA21）

中小企業・学校・公共機関等に対して、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度。

### ■エコドライブ

急発進・急加速をしないなど、車の運転方法を少し工夫することで燃費を改善させる環境に配慮した運転。

### ■エコマーク

消費者が環境に配慮した商品を選択する際の基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。

### ■オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

### ■温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

## か行

---

### ■外来生物

人によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地ではない地域に持ち込まれた生物。生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物は、「外来生物法」で特定外来生物として指定されている。

### ■化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物を化学薬品で分解する時に消費される酸素の量で、海域や湖沼の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。COD が高いほど有機物が多い。

### ■核家族

「夫婦とその未婚の子女」、「夫婦のみ」、「父親または母親とその未婚の子女」から成る家族のこと。

### ■合併処理浄化槽

生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。

### ■家庭用エネルギー監視システム (HEMS)

HEMS は Home Energy Management System の略称。住宅内のエネルギー消費機器等をネットワーク化して自動制御等を行うもの。民生部門における省エネルギーと地球温暖化への対策技術として期待されている。

## ■家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法。使用済家電製品（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）について、消費者（排出者）には廃棄の際に収集運搬料金とリサイクル料金の支払い、小売業者には引き取り、製造業者等（製造業者、輸入業者）には再商品化等（リサイクル）を義務付けており、それぞれの役割分担に基づき、廃家電のリサイクルを推進する。

## ■環境家計簿

日常生活で消費するエネルギーや缶、ペットボトルを二酸化炭素の量に置き換えて計算する環境負荷の管理表である。

## ■環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除き、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。

## ■環境基本法

それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

## ■環境大気測定局

大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局。

## ■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

## ■環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

有機農業や自然農法、代替農業、低投入持続型農業などが含まれるが、化学資材の使用はまったく認めない無農薬・無化学肥料栽培という最も厳格な立場から、多少の使用は認めるという減農薬・減化学肥料という立場まで幅がある。

## ■環境マネジメントシステム

組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組むための体制や手続等の仕組み。1992 年の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、1996 年 9 月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」等が定められた。

環境マネジメントシステムの内容としては、(1)環境マネジメントに関する方針の作成、(2)環境に関する目的・計画の作成、(3)実施・運営（体制整備、従業員の訓練、文書管理等）、(4)点検・是正（記録、環境マネジメントシステムの監査等）、(5)経営者による環境マネジメントシステムの見直しといった組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を目的とする。

## ■京都議定書

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、平成 17 年 4 月に閣議決定され、平成 20 年 3 月に改定された、京都議定書による我が国の 6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

（引用：「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（平成 23 年 6 月）環境省）

## ■クールシェア

一人ひとりが冷暖房を使うのではなく、家族で一つの部屋に集まったり、家の冷暖房を止めて公共施設や商業施設に出かけたりすることで、冷暖房にかかるエネルギーを節約する取り組み。

## ■COOL CHOICE（クールチョイス）

省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

## ■グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。

## ■経営耕地面積

農家が経営する耕地の面積。

## ■景観

風景や景色、眺めのこと。

## ■下水道の整備率

$(\text{処理区域内の人口} \div \text{行政人口}) \times 100$ 。

## ■健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、鉛、クロム(6 価)、ヒ素、水銀、アルキル水銀と化学技術の進歩で人工的に作り出された PCB のほかトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物など 26 項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

## ■光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質である。日ざしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

## ■小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。使用済小型電子機器等（28種類の品目：家電リサイクル法の対象を除くほとんどの使用済み家電）について、市町村等が回収を行い、これを国の認定を受けた認定事業者引き渡し、再資源化を行う。

## さ行

---

## ■再生可能エネルギー

自然界の現象や生物から取り出すことができ、一度利用しても再生可能で、枯渇することのないエネルギー。植物や畜産廃棄物を利用するバイオマスエネルギーの熱利用や発電のほか、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、水力発電、波力・潮力発電等がある。

## ■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

## ■酸性雨

学燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が原因で生じる酸性の雨。酸性雨は、一般的にはPH5.6以下のものをいう。

## ■3010（さんまるいちまる）運動

宴席の場において、乾杯後の30分間と終了前の10分間は、自席にて食事を食べ切ることを推奨し、食品ロスの削減を図る運動。

## ■自然環境保全基礎調査

自然環境保全法に基づき、環境省が実施する日本の自然環境全般に関する調査。自然環境保全施策を推進するための基礎資料を得ることが主な目的。概ね5年ごとに調査を行い、「緑の国勢調査」とも言われている。調査項目は、植生、野生動植物、地形地質、陸水域、海域、生態系など多岐にわたっている。

## ■自然景観

山や川、森林、植物群落等の自然物で構成されている、地域や場所の景観のこと。

## ■自然公園

一定の開発行為を規制することにより、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、国民の自然とのふれあいを推進することを目的に、自然公園法（又は条例）に基づいて国又は都道府県によって指定される地域のこと。

## ■循環型社会

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会を、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

## ■少子高齢化

出生数の減少や老年人口の増加が同時に進行している状況のこと。

## ■植生

ある地域における植物体の集まりの総称。

## ■食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。食品ロスは、「食べる」ことに関する様々な場所で発生しているが、家庭においては食品ロス全体の約半数にあたる年間約 302 万トンが発生しており、消費期限・賞味期限切れ、食べ残し、食べられる部分まで過剰に除去などにより廃棄されている。

## ■振動規制法

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内にあって著しい振動を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい振動を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出すること等の措置が定められている。また、市町村長は、道路沿道において道路交通振動が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める時には、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、道路管理者に対して道路の改善等について要請できることになっている。

## ■水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

## ■水質汚濁防止法

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。

また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。なお、同法で規制される「排水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水。

### ■3R（スリーアール）

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分―と定めている。3Rに「リフューズ（Refuse＝ごみになるものを買わない）」を加えて「4R」、さらに「リペア（Repair＝修理して使う）」を加えて「5R」という場合もある。

### ■生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛の10項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適用した類型によって項目ごとに定められている。

### ■生活排水

日常生活を通じて発生する生活排水のうち、水洗便所からの排水を除いた、台所排水、洗濯排水、風呂・洗面排水などをいう。

（引用：「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」（平成19年10月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室）

### ■生態系

ある空間に生きている生物（有機物）とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。

### ■生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。BODが高いほど有機物が多く、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、水生生物の生息環境が悪化しやすい。

### ■生物多様性

すべての生物の様々な個性と繋がりのこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性がある。

### ■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

## ■騒音規制法

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内にあって著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。

また、自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっている。さらに、市町村長は、道路沿道において自動車騒音が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、また道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を表明することができることになっている。

## た行

---

### ■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている。

ダイオキシン類は、廃棄物焼却等の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。

### ■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。また、無過失であっても健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任（無過失責任）を定めることにより被害者の保護を図ることも規定している。

### ■大腸菌群数

大腸菌とは、乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである。

### ■地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

### ■地産地消

地域で生産された食べ物（農林水産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。食べ物以外の生産物についていう場合も多い。

### ■窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）などをいう。主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源は自動車、ボイラー、家庭暖房など広範囲にわたっている。

## ■TEQ

毒性等量 (Toxic Equivalent) の略称。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中でも最も毒性の強い2、3、7、8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数 (TEF) により換算した量。異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値という。

## ■低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車等をいう。

## ■特定フロン

特にオゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロン。

## ■土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることを土壤の汚染という。

土壤汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28項目について環境基準が定められている。

## ■土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

同法第3条又は第4条に基づく土壤汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示されるとともに、指定区域台帳に記帳して公衆に閲覧される。また、当該指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者、汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置が命令される。さらに、当該指定区域においては土地の形質の変更が制限される。

## な行

---

### ■二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

不純物として石炭中に最大2.5%程度、原油中に最大3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する気体。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。

### ■二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

一酸化窒素 (NO) と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

### ■ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

ZEH は Net Zero Energy House の略称。住宅の高断熱化と高効率設備等により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅。

### ■ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)

ZEB は Net Zero Energy Building の略称。建築物の高断熱化と高効率設備等により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる建築物。

## は行

---

### ■ ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。近年ではハイブリッド自動車の販売台数が増加し、このタイプの乗用車を見かけることも多くなっている。

### ■ バリアフリー化

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ■ PRTR 制度

化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）の略称。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

### ■ ppm

微量物質の濃度を表示する単位。100 万分の1が1ppmとなる。大気汚染の場合、1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。

### ■ 光害（ひかりがい）

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響をいう。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稻等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響を及ぼす恐れがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。

### ■ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

大気中の粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下のもの。粒径が小さく人の呼吸器の奥深くまで入り込みやすいこと等から、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場や自動車等の人為起源のものと黄砂等の自然起源のものがあると言われている。

## ■ビル用エネルギー監視システム（BEMS）

BEMSはBuilding Energy Management Systemの略称。業務用ビルや工場、地域冷暖房といったエネルギー設備全体の省エネ監視・省エネ制御を自動化・一元化するシステム。これにより、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に把握し、その時々需要予測に基づいた最適な運転計画をすばやく立案、実行でき、きめ細かな監視制御によって、人手をかけることなく、建物全体のエネルギー消費を最小化できる。

## ■フードマイレージ

食料を運ぶ輸送距離。距離が短いほど輸送にかかる環境負荷が軽減できる。

## ■浮遊物質（SS）

水中を浮遊する物質の量。1リットルの水をろ過して残る物質の量で水の濁りの程度を表す。

## ■浮遊粒子状物質

大気中の粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。

## ■フロン排出抑制法

フロン類の製造から製品への使用、回収、再生・破壊に至るまで、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な排出抑制措置について定めた法律。

## ■フロン類

炭化水素の水素原子のいくつかを、塩素原子やフッ素原子で置き換えたものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもち、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

## ■文化財

文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の5分野が文化財として定義されている。

有形文化財：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料などの歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化財。

無形文化財：歌舞伎・能楽・文楽等の芸能、陶芸・染色等の工芸技術などの歴史上、芸術上価値の高い無形の文化財。

民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など国民生活の推移の理解に不可欠なもの。

記念物：貝塚・古墳・城跡等の遺跡、庭園・峡谷・海浜等の名勝地及び動物・植物・地質・鉱物等のうち、歴史上、学術上、芸術上又は鑑賞上価値の高いものの総称。

伝統的建造物群：宿場町・城下町・農漁村等周囲の環境と一体となって歴史的趣を形成している集落や町並みで価値の高いもの。

## ま 行

---

### ■水辺の楽校

国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」により浅口市犬飼川に整備された親水施設。子どもたちの自然体験学習等に利用されている。

### ■無料省エネ診断サービス

(財)省エネルギーセンターが専門家を派遣し、工場やビルの電力や燃料、熱など、エネルギー全般を幅広く診断した上で、状況に応じた省エネルギーの取り組みについて、提案やアドバイスをを行うサービス。

### ■メガソーラー

出力がメガワット（1000 キロワット）程度以上の大規模な太陽光発電設備。

## や 行

---

### ■野外焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により廃棄物の野外焼却（野焼き）は、一部の例外（河川敷の草焼き、焼き畑・あぜの草及び下枝の焼却・漁網にかかったごみの焼却等）を除き禁止されている。例外においても、住宅密集地・農地・山林等の地域の状況によって周囲の環境保全上問題となる場合は、県・市の指導の対象となる。

### ■有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

### ■ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人が快適に利用できる製品、建物、空間をデザインすること。代表的な例として、高齢者でも歩きやすい舗装、車イスでも通行できるスロープの設置、文字が読めなくても場所がわかる案内板、文字が読めなくても利用できるトイレ設備等があげられる。

### ■溶存酸素（DO）

水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量である。一般に数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

## ら 行

---

### ■リサイクル率

リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量×100

## ■ レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生動植物種に関するデータ集。昭和 41（1966）年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅の恐れのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元年に環境庁が日本版レッドデータブックを発表している。県では県内の野生生物の現状について、平成 10（1998）年度から平成 14（2002）年度までの 5 か年計画で調査検討し、平成 14（2002）年度末に岡山県版のレッドデータブックを発刊した。さらに、平成 21（2009）年度末、改訂版となる「岡山県版レッドデータブック 2009」を発刊している。

## ■ レッドデータブックカテゴリー

絶滅のおそれのある種のリスト（レッドリスト）あるいはそれを掲載した「レッドデータブック」を作成する際に、種ごとの危険性のランクづけに採用される基準。絶滅危惧種カテゴリーともいわれる。各カテゴリーの名称は、

- ・絶滅（Extinct：EX）
- ・野生絶滅（Extinct in the Wild：EW）
- ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）
- ・－絶滅危惧ⅠA類（Critically Endangered：CR）
- ・－絶滅危惧ⅠB類（Endangered：EN）
- ・絶滅危惧Ⅱ類（Vulnerable：VU）
- ・準絶滅危惧（Near Threatened：NT）
- ・情報不足（Data Deficient：DD）
- ・絶滅のおそれのある地域個体群（Local Population：LP）

なお、絶滅危惧Ⅰ類のうち、数値基準によりさらに評価が可能な種については絶滅危惧ⅠA類（CR）及びⅠB類（EN）に区分することとしている。また、上記のうち CR、EN、VU を“絶滅のおそれのある種”としている

# 浅口市環境基本計画

発 行 日／平成30年3月

発行・編集／浅口市生活環境部環境課

〒719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

TEL (0865) 44-9043 (直通)

FAX (0865) 44-2942

URL <http://www.city.asakuchi.lg.jp>